

第3章 障がい福祉サービス等の

数値目標及び見込量

第1節 数値目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針に従って、目標を定めると以下の図表のとおりとなります。本市においては、施設入所待機者が多くおり、施設入所を望む声があることなどの地域の実情等を踏まえ、地域生活移行に係る施設入所者の削減数は0人とし、地域生活移行者数は3人を目標とします。

- 基本指針：平成32年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。
- ア 平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- イ 平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表3-1 施設入所者の地域生活への移行目標

項目	数値	備考
平成28年度末時点の入所者数 (A)	117人	平成28年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	117人	平成32年度末時点の利用人員
【目標値】入所者数削減見込み ($C = A - B$) 削減率 ($\text{イ} = C / A \times 100$)	0人 0%	入所者数にかかる差引減少見込み 数
【目標値】地域生活移行者数 (D) 地域移行率 ($\text{ア} = D / A \times 100$)	3人 2.5%	施設入所からグループホーム等へ 移行した者の数

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについての協議の場を市、保健所、病院、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等の協力により設置します。

○基本指針：平成 32 年度末までに、各市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

図表3-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	整備の有無
平成 32 年度末時点での協議の場	有

3 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等は平成 29 年度末までに整備し、関係機関と更なる機能の強化を図ります。

○基本指針：平成 32 年度末までに各市町村又は各障がい保健福祉圏域に少なくとも 1 つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

図表3-3 地域生活支援拠点等の整備

項目	整備の有無
平成 32 年度末時点での地域生活支援拠点等	有

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

平成32年度における福祉施設から一般就労への移行として、8人を目標とします。

○基本指針：福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の成果目標を設定する。
目標の設定にあたっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表3-4 福祉施設から一般就労への移行目標

項目	数値	備考
平成28年度の一般就労移行者数(A)	5人	平成28年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値 = B / A	8人 1.6倍	平成32年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数

(2) 就労移行支援事業の利用者数

平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数の目標は、53 人とします。

○基本指針：平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成 28 年度末の利用者数の 2 割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表3-5 就労移行支援事業の利用者数の目標

項目	数 値	備 考
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数 (A)	43 人	平成 28 年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数 (B) 目標値 = B/A	53 人 123.26 %	平成 32 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

(3) 就労移行率の 3 割以上の事業所の割合

基本指針及び過去の実績を踏まえ、市内の就労移行支援事業所のうち、就業移行率を 3 割以上とする事業所の割合を 3 割以上とすることとし、1 箇所を目標とします。

○基本指針：平成 32 年度末において、就労移行支援事業所のうち、就業移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表3-6 就労移行率の 3 割以上の事業所の割合の目標

項目	数 値	備 考
平成 32 年度末の就労移行支援事業所の数 (A)	3 箇所	平成 32 年度末における就労移行支援事業所の数
平成 32 年度末の就業移行率 3 割以上の事業所の数 (B)	1 箇所	平成 32 年度末において就業移行率 3 割以上の事業所の数
【目標値】目標年度の就業移行率 3 割以上の事業所の割合 (B/A)	33.3 %	平成 32 年度末において、就業移行率 3 割以上の事業所の割合

(4) 就労定着支援利用による職場定着率

実情を踏まえ、就労定着支援利用による職場定着率を、各年度60%以上とすることを目指します。

○基本指針：各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目指し、地域の実情を踏まえて設定。
 ※「1年後」：支給決定から1年超となる日

図表3-7 就労定着支援利用による職場定着率の目標

項目	数値	備考
平成30年度の新規利用者数 (A)	3人	平成30年度中において就労定着支援事業を新規に利用する(見込まれる)者の数
【目標値】目標年度の職場定着者数 (B) 目標値 = (B/A)	2人 66.6%	平成31年度末までに、事業を利用して1年以上にわたり、一般就労している(見込まれる)者の数
平成31年度の新規利用者数 (A)	3人	平成31年度中において就労定着支援事業を新規に利用する(見込まれる)者の数
【目標値】目標年度の職場定着者数 (B) 目標値 = (B/A)	2人 66.6%	平成32年度末までに、事業を利用して1年以上にわたり、一般就労している(見込まれる)者の数

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 障がい児支援の提供体制

数値は、ゼロとしていますが、今後、地域自立支援協議会において、市内の地域のニーズ、資源等について把握し、地域ニーズに沿った整備内容を検討します。

- 基本指針：平成 32 年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。
- ・児童発達支援センター：少なくとも 1 か所以上
 - ・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。
 - ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1 か所以上

図表3-8 障がい児支援の提供体制の目標

項目	数 値	備 考
児童発達支援センターの設置	0 箇所	各市町村において少なくとも 1 か所以上設置する。
保育所等訪問支援の提供体制	0 箇所	各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保	0 箇所	各市町村において少なくとも 1 か所以上確保する。

(2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を、地域自立支援協議会を中心に市、保健所、病院、特別支援学校、障がい児入所施設、相談支援事業所等による協議を進め、設置を目指します。

- 基本指針：平成 30 年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

図表3-9 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	整備の有無
平成 30 年度末時点での協議の場の設置	有

第2節 障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量

1 訪問系サービス

(1) サービスの内容

居宅生活を支援する訪問系サービスには、「介護給付」として実施される居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。各サービス内容は次のとおりです。

図表3-10 訪問系サービスの事業内容

事業名	内容等
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴、排せつ、食事及び通院の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または、重度の知的障がい若しくは、精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時の介護を行います。
同行援護	視覚障がいのある人で、移動に著しい困難を有する人に対し、外出及び移動時における必要な視覚的情報の支援、移動、排せつ、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がい等により、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援及び外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

(2) 実施に関する考え方

訪問系サービスの見込量については、平成26年度から平成28年度の実績を基に推計しました。居宅介護と同行援護は利用者の増加が見られるため、サービス量の増加を見込みました。

(3) サービス見込量

居宅介護については、精神科病院の入院者や在宅での生活を送る障がい者またはその介護者の高齢化等による利用者の増加が見込まれるため、毎年5人程度の新規利用者を想定し、平成32年度で118人、1,416時間の利用を見込みます。

重度訪問介護、行動援護については、利用対象者がわずかなことから、重度訪問介護は2人、行動援護は1人の利用を見込みます。また、重度障害者等包括支援については、現時点で利用希望者がいないため、利用希望を見込みません。

同行援護は、利用者が微増していることから毎年1人ずつ増加を見込み、平成32年度で6人、18時間の利用を見込みます。

図表3-11 訪問系サービスの見込量

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
居宅介護（ホームヘルプ）	時間	1,296	1,356	1,416
	人	108	113	118
重度訪問介護	時間	39	39	39
	人	2	2	2
同行援護	時間	12	15	18
	人	4	5	6
行動援護	時間	8	8	8
	人	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0

※各年度月平均利用分

(4) 見込量確保のための方策

訪問系のサービスについては、施設入所者等の地域生活への移行を促進する上でも不可欠なサービスであることから、障がい程度や障がいのある人の状況に応じて適切なサービスが提供できるよう、事業所の積極的な参入を促し、サービス提供体制の充実を図ります。

2 日中活動系サービス

(1) サービスの内容

日中活動を支援する日中活動系サービスには、「介護給付」として実施される生活介護、療養介護、短期入所と、「訓練等給付」として実施される自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型があります。

今回、第5期計画にあわせ就労定着支援が新たに加わりました。各サービス内容は次のとおりです。

図表3-12 日中活動系サービスの事業内容

事業名	内容等
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体機能、生活能力の維持や向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	生活能力の維持や向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者や精神障がい者に、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	就労機会の提供を通じ生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能であり利用開始時に65歳未満である人に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人等であって、就労の機会等を通じ生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人に、雇用契約は結ばない就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

図表3-12 日中活動系サービスの事業内容（つづき）

事業名	内容等
就労定着支援	週の所定労働時間が20時間かつ契約期間が1月以上の雇用契約により一般就労した障がい者を対象に、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、訪問、来所等により、事業所や家族との連絡調整等の支援を行い、職場に定着できるよう支援します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

（2）実施に関する考え方

日中活動系サービスの見込量についても、平成26年から平成28年度の実績を基に推計しました。

（3）サービス見込量

生活介護は、微増を見込み、平成32年度で利用人数を175人、利用日数を3,325人日見込みます。

自立訓練の機能訓練及び生活訓練（日中）については、平成32年度で利用人数をそれぞれ2人ずつと見込み、生活訓練（夜間）については、平成32年度で利用人数をそれぞれ1人ずつ見込みます。

就労関係のサービスでは、就労移行支援は平成32年度で53人を目標とし、就労継続支援B型は233人を見込みます。今まで未実施であった就労継続支援A型については、平成32年度に5人の利用を目指します。

就労定着支援については、平成32年度で利用人数3人を見込みます。

療養介護は、平成32年度で利用人数12人を見込みます。

短期入所（福祉型）は増加を見込み、平成32年度で利用人数51人を見込み、短期入所（医療型）は、現時点で利用希望者がいないため、利用希望を見込みません。

図表3-13 日中活動系サービスの見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
生活介護	人日	3,135	3,230	3,325
	人	165	170	175
自立訓練（機能訓練）	人日	44	44	44
	人	2	2	2
自立訓練（生活訓練・日中）	人日	44	44	44
	人	2	2	2
自立訓練（生活訓練・夜間）	人日	30	30	30
	人	1	1	1
就労移行支援	人日	602	672	742
	人	43	48	53
就労継続支援A型	人日	0	0	110
	人	0	0	5
就労継続支援B型	人日	3,195	3,345	3,495
	人	213	223	233
就労定着支援	人	3	3	3
療養介護	人	12	12	12
短期入所（福祉型）	人日	246	276	306
	人	41	46	51
短期入所（医療型）	人日	0	0	0
	人	0	0	0

※各年度月平均利用分

(4) 見込量確保のための方策

日中活動系のサービスについては、障がい者等の地域生活への移行を促進するとともに、地域の中で安定して暮らしていけるよう今後とも障がい程度や障がいのある人の状況に応じて、適切なサービスが提供できるよう、事業所や福祉、保健、医療機関との連携により、サービス提供体制の充実を図ります。また、就労面での受け入れ先となる各企業、事業所等についても積極的な協力を要請し、見込量の確保を目指します。

特に、就労継続支援A型については市内に施設がないため、平成32年度までに市内での施設整備を目標として関係事業所との調整を進めます。

3 居住系サービス

(1) サービスの内容

現在、住まいの場となる居住系サービスには、共同生活援助（グループホーム）と施設入所支援がありますが、今回、自立生活援助が加わります。各サービス内容は次のとおりです。

図表3-14 居住系サービスの事業内容

事業名	内容等
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談や助言等を行います。
共同生活援助	夜間や休日に共同生活を行う住居での相談や入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2) 実施に関する考え方

居住系サービスの見込量については、障がい者等の地域における生活の場を確保するために、共同生活援助の新設を想定して見込量を設定しています。

(3) サービス見込量

自立生活援助は実情を踏まえ、平成32年度に1人の利用を見込みます。

共同生活援助は施設の新規整備を図り、平成32年度に47人の利用を見込みます。

施設入所支援は、地域移行及び自然減少と新規利用者を見込み117人の利用者を見込みます。

図表3-15 居住系サービスの数値目標

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	40	41	47
施設入所支援	人	117	117	117

※各年度月平均利用分

(4) 見込量確保のための方策

居住系サービスでは、共同生活援助を行うグループホームを平成32年度までに新設を目指します。

自立した生活支援の実施に向けて、市内関係機関との連携を図りながら検討を進めます。

4 相談支援

(1) サービスの内容

相談支援には計画相談支援、地域移行支援と地域定着支援のサービスがあります。

図表3-16 相談支援の事業内容

事業名	内容等
計画相談支援	障がい福祉サービス支給決定等に係る「サービス等利用計画」を作成します。また、モニタリング期間ごとに、計画が適切であるか利用状況を検証し、見直しを行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設、精神科病院、矯正施設等からの退所者または児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において、単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

計画相談支援の見込量については、障がい福祉サービスを利用するすべての方にサービス等利用計画が作成されることを前提に、新規計画作成やモニタリングの頻度等を勘案し、計画相談支援の利用人数を見込んでいます。

地域移行支援や地域定着支援は、支援実績からサービス量を見込んでいます。

(3) サービス見込量

計画相談支援については、平成32年度で110人の利用を見込み、地域移行支援及び地域定着支援はそれぞれ1人を見込みます。

図表3-17 相談支援の数値目標

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
計画相談支援	人	100	105	110
地域相談支援（地域移行支援）	人	1	1	1
地域相談支援（地域定着支援）	人	1	1	1

※各年度月平均利用分

(4) 見込量確保のための方策

全ての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるよう相談支援専門員の連携を強化し、資質向上を図ります。また、地域相談体制の整備、充実を図ります。

第3節 地域生活支援事業に関する各サービスの見込量

1 必須事業サービス

(1) サービスの内容

必須事業に関する各種サービスの内容は以下のとおりです。

図表3-18 必須事業サービスの事業内容

事業名	内容等
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去に向け、地域住民の障がい者等に対する理解を深めるための研修や啓発の取り組みを通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において共生社会の実現を図るため、自発的に行う各種活動を支援する事業です。
相談支援事業（基本相談）	障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助等を支援するとともに、虐待防止等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務とともに、地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を総合的に行うことを目的とした機関です。
住宅入居等支援事業	賃貸住宅への入居に当たって、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談や助言を通じて障がい者の地域生活を支援する事業です。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の市長申立に要する経費及び市長申立後の後见人等の報酬の全部または一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見の活動を支援する事業です。 本市では、社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会成年後見センターで事業を実施しています。

(2) 実施に関する考え方

障がいのある人が、障がい福祉サービス等を利用しながら、一人ひとりが身近な地域で自立した生活が送れるように多様な支援を実施します。

(3) サービス見込量

理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援は、今後とも引き続き事業を実施します。

相談支援事業（基本相談）は、現在、3箇所ですが、平成32年度までに4箇所を目指します。基幹相談支援センターは平成29年度で設置済みです。

住宅入居等支援事業についても、既に実施されており、継続して実施します。

成年後見制度利用支援事業は継続して実施し、平成32年度には9人の利用を見込みます。

成年後見制度法人後見支援事業は、佐渡市社会福祉協議会成年後見センターにより平成29年から事業を実施しています。今後とも事業を実施します。

図表3-19 必須事業サービスの見込量

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
理解促進研修・ 啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業 (基本相談)	実施見込み箇所数	3	3	4
基幹相談支援 センター	設置の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用 支援事業	人	7	8	9
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無	有	有	有

(4) 見込量確保のための方策

相談支援事業については、より利用しやすい窓口となるようサービスの向上に努め、また、障がい福祉サービスの利用援助や関係機関との連携が適切に行われるよう相談支援体制の整備を図ります。

また、地域自立支援協議会の運営を強化し、地域の関係機関と連携し相談支援の質の向上を図ります。

2 意思疎通支援事業及び手話奉仕員養成研修事業

(1) サービスの内容

意思疎通支援事業の手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業及び手話奉仕員養成研修事業の内容は次のとおりです。

図表3-20 意思疎通支援事業の内容

事業名	内容等
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣等を行います。
手話通訳者設置事業	市役所に聴覚障がいのある人等が来庁した際に、各種届出等の手続きの円滑化や相談のため、コミュニケーション支援を行う手話通訳者を設置します。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。

(2) 実施に関する考え方

障がいのある人が、障がい福祉サービス等を利用しながら、一人ひとりが身近な地域で自立した生活が送れるように多様な支援を実施します。

(3) サービス見込量

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、平成32年度までに55人の利用見込延件数を見込みます。

手話通訳者設置事業は平成32年度に実施し、1人の手話通訳者の確保を目指します。

手話奉仕員養成研修事業は実績を勘案し、各年とも5人の講習修了者を見込みます。

図表3-21 意思疎通支援事業の見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用見込み件数	45	50	55
手話通訳者設置事業	設置見込み者数	0	0	1
手話奉仕員養成研修事業	実養成講座修了見込み者数 (登録見込み者数)	5	5	5

(4) 見込量確保のための方策

利用者が使いやすいサービスとなるための検討を行っていきます。

3 日常生活用具給付等事業

(1) サービスの内容

障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るために、自立生活支援用具ほか6種の用具を給付します。内容は次のとおりです。

図表3-22 日常生活用具給付等事業の内容

事業名	内容等
介護・訓練支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、障がい者向けの介護、訓練にかかる用具を支給するものです。
自立生活支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、障がい者向けの入浴補助用具や歩行支援用具などを支給するものです。
在宅療養等支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、透析液加温器、ネブライザーなどの在宅療養等支援用具を支給するものです。
情報・意思疎通支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、通信支援用具、点字ディスプレイなどの情報、意思疎通支援用具を支給するものです。

図表3-22 日常生活用具給付等事業の内容（つづき）

事業名	内容等
排せつ管理支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、ストマ用器具、尿管器などの排せつ管理支援用具を支給するものです。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、住宅改修にかかる費用を支給するものです。

（２）実施に関する考え方

日常生活用具給付等事業の実施にあたっては、近年の利用実績を考慮し、事業量を見込んでいます。

（３）サービス見込量

日常生活用具給付等事業の目標値を現在の利用状況から求めた数値で見込みます。平成32年度には、介護・訓練支援用具を5件、自立生活支援用具を10件、在宅療養等支援用具を30件、情報・意思疎通支援用具を10件、排せつ管理支援用具を1,100件、住宅改修は5件をそれぞれ見込みます。

図表3-23 日常生活用具給付等事業の見込量

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	5	5	5
自立生活支援用具	給付等見込み件数	10	10	10
在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	30	30	30
情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数	10	10	10
排せつ管理支援用具	給付等見込み件数	1,100	1,100	1,100
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等見込み件数	5	5	5

(4) 見込量確保のための方策

障がいの種類や程度に応じて適切な用具等が支給できるように努めます。

4 移動支援事業

(1) サービスの内容

屋外での移動が困難な人について支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出です。

図表3-24 移動支援事業の内容

事業名	内容等
移動支援事業	屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出です。

(2) 実施に関する考え方

移動支援事業の実施にあたっては、近年の利用実績を考慮し、事業量を見込んでいます。

(3) サービス見込量

各年で実利用者数を6人、利用時間は85時間を見込みます。

図表3-25 移動支援事業の見込量

事業名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020 年度)
移動支援事業	実利用見込み者数	6	6	6
	延べ利用見込み時間数	85	85	85

5 地域活動支援センター

(1) サービスの内容

地域活動支援センターの事業内容は次のとおりです。

図表3-26 地域活動支援センターの内容

事業名	内容等
地域活動支援センター	地域活動支援センターでは、障がいのある人等に対し、通所により創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供等を行います。

(2) 実施に関する考え方

地域活動支援センターは市内の1か所で実施します。

(3) サービス見込量

サービスは既存の市内1箇所を実施し、平成32年度で実施見込み箇所数は2箇所、利用者数は40人を見込みます。なお、市外分は本市が離島のため見込みません。

図表3-27 地域活動支援センター事業の見込量

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
地域活動支援センター (市内分)	実施見込み箇所数	1	1	2
	実利用見込み人数	30	30	40
地域活動支援センター (市外分)	実施見込み箇所数	0	0	0
	実利用見込み人数	0	0	0

(4) 見込量確保のための方策

障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。

また、利用者が使いやすいサービスとなるための検討を行っていきます。

6 その他の事業

(1) サービスの内容

現在、本市で実施しているその他の地域生活支援事業は、次のとおりです。

図表3-28 その他の事業の内容

事業名	内容等
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅で入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業です。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。
生活訓練等	精神障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練や指導等を行う事業です。
巡回支援専門員事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育園等の子どもやその親が集まる施設等への巡回相談支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見、早期対応のための助言等の支援を行う事業です。
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用を促進することにより、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とする事業です。
自動車運転免許取得費助成事業	自動車運転免許取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造費等助成事業	自動車改造に要する費用の一部を助成します。
生活サポート事業	障害支援区分認定が非該当で、家事等の支援が必要な人に障がい福祉サービスの提供を行います。

(2) 実施に関する考え方

その他の事業の見込量は、近年の実績等から算出しています。

(3) サービス見込量

その他の事業の目標値を現在の利用状況から求めた数値で見込みます。日中一時支援事業は増加を見込み、平成32年度は利用人数41人を見込みます。成年後見制度普及啓発事業は、今後とも引き続き事業を実施します。また、訪問入浴サービス事業を5人、生活訓練等事業を75人、巡回支援専門員事業を300人、自動車運転免許取得費助成事業を1件、自動車改造費等助成事業を5件、生活サポート事業は1件をそれぞれ見込みます。

図表3-29 その他の事業の見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
訪問入浴サービス事業	人	5	5	5
日中一時支援事業	人	35	38	41
生活訓練等事業	人	75	75	75
巡回支援専門員事業	人	300	300	300
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	有	有	有
自動車運転免許取得費助成事業	利用件数	1	1	1
自動車改造費等助成事業	利用件数	5	5	5
生活サポート事業	人	1	1	1

(4) 見込量確保のための方策

障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。

また、利用者が使いやすいサービスとなるための検討を行っていきます。

第4節 障がい児福祉サービスに関する

各サービスの見込量

1 障がい児福祉サービス

(1) サービスの内容

今回、障がい児福祉計画を策定するにあたり、国から示されている事業は次のとおりです。

図表3-30 障がい児福祉サービス（児童福祉法）の内容

事業名	内容等
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活の適応訓練等の支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	児童発達支援の支援内容に併せて、治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に対して、授業の終了後または学校休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が、市内の保育園等を定期的に訪問することで、障がいのある子や保育園等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあるために、障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がいのある児童に対し、訪問により自宅で発達支援を行う事業です。
障害児相談支援	障がい児通所支援等利用に係る「障害児支援利用計画」を作成します。また、計画が適切であるかモニタリング期間ごとに利用状況を検証し、見直しを行います。

(2) 実施に関する考え方

実施済みの児童発達支援や放課後デイサービス、障害児相談支援については、近年の実績等から見込んでいます。

(3) サービス見込量

児童発達支援は平成29年11月より開始しています。平成32年度に52人の利用を見込みます。医療型、居宅訪問型児童発達支援の今期の計画はありませんが、ニーズに対しては児童発達支援で対応するとともに、ニーズ調査等を基に医療型、居宅訪問型のサービス提供体制確保に向けて検討を続けます。

放課後等デイサービスは平成32年度に20人、270人日の利用を見込みます。

保育所等訪問支援は今期の計画はありませんが、現在、同様の支援を地域生活支援事業「巡回支援専門員事業」で行っています。

障害児相談支援事業は平成32年度に31人の利用を見込みます。

図表3-31 障がい児支援の見込量

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
児童発達支援	人日	96	100	104
	人	48	50	52
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	162	270	270
	人	12	20	20
保育所等訪問支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
障害児相談支援	人	28	31	31

※各年度月平均利用分

(4) 見込量確保のための方策

福祉のほか医療、保健の関係者や保育園等、学校との連携により必要なサービスを提供できるよう体制の整備に努めます。

2 医療的ケア児等コーディネーターの配置

(1) サービスの内容

国から示されている内容は、次のとおりです。

図表3-32 医療的ケア児等コーディネーターの配置の事業内容

事業名	内容等
医療的ケア児等コーディネーターの配置	人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために、医療を要する状態にある障がい児や重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している重症心身障がい児等を医療的ケア児として、地域で安心して暮らしていけるよう、関連分野の支援を調整し、医療的ケア児等に対する支援が適切に行えるコーディネーターの配置を促進するものです。

(2) 実施に関する考え方

医療的ケアを必要とする障がい児を支援するため、医療的ケア児等コーディネーターの配置を目指します。

(3) サービス見込量

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置は、平成32年度に1人の配置を目指します。

図表3-33 医療的ケア児等コーディネーターの配置の見込量

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	1

(4) 見込量確保のための方策

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置のために、地域自立支援協議会、社会福祉協議会、病院、関係福祉事業所等の関係機関との連携により、配置を目指します。

第5節 総括表

1 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスの計画期間中の見込量は以下のとおりです。

図表3-34 障がい福祉サービスの見込量

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
訪問系サービス				
居宅介護（ホームヘルプ）	時間	1,296	1,356	1,416
	人	108	113	118
重度訪問介護	時間	39	39	39
	人	2	2	2
同行援護	時間	12	15	18
	人	4	5	6
行動援護	時間	8	8	8
	人	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0
日中活動系サービス				
生活介護	人日	3,135	3,230	3,325
	人	165	170	175
自立訓練（機能訓練）	人日	44	44	44
	人	2	2	2
自立訓練（生活訓練・日中）	人日	44	44	44
	人	2	2	2
自立訓練（生活訓練・夜間）	人日	30	30	30
	人	1	1	1
就労移行支援	人日	602	672	742
	人	43	48	53

図表3-34 障がい福祉サービスの見込量（つづき）

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
就労継続支援 A 型	人日	0	0	110
	人	0	0	5
就労継続支援 B 型	人日	3,195	3,345	3,495
	人	213	223	233
就労定着支援	人	3	3	3
療養介護	人	12	12	12
短期入所（福祉型）	人日	246	276	306
	人	41	46	51
短期入所（医療型）	人日	0	0	0
	人	0	0	0
居住系サービス				
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助 （グループホーム）	人	40	41	47
施設入所支援	人	117	117	117
計画相談支援				
計画相談支援	人	100	105	110
地域相談支援（地域移行支援）	人	1	1	1
地域相談支援（地域定着支援）	人	1	1	1

※各年度月平均利用分

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業の計画期間中の見込量は以下のとおりです。

図表3-35 地域生活支援事業の見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
必須事業サービス				
理解促進研修・ 啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業 (基本相談)	実施見込み箇所数	3	3	4
基幹相談支援 センター	設置の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用 支援事業	人	7	8	9
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業等				
手話通訳者・要約筆 記者派遣事業	利用見込み件数	45	50	55
手話通訳者設置事業	設置見込み者数	0	0	1
手話奉仕員養成研修 事業	実養成講習修了 見込み者数 (登録見込み者数)	5	5	5

図表3-35 地域生活支援事業の見込量（つづき）

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	5	5	5
自立生活支援用具	給付等見込み件数	10	10	10
在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	30	30	30
情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数	10	10	10
排せつ管理支援用具	給付等見込み件数	1,100	1,100	1,100
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付等見込み件数	5	5	5
移動支援事業				
移動支援事業	実利用見込み者数	6	6	6
	延べ利用見込み時間数	85	85	85
地域活動支援センター事業				
地域活動支援センター（市内分）	実施見込み箇所数	1	1	2
	実利用見込み人数	30	30	40
地域活動支援センター（市外分）	実施見込み箇所数	0	0	0
	実利用見込み人数	0	0	0

図表3-35 地域生活支援事業の見込量（つづき）

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
その他の事業				
訪問入浴サービス事業	人	5	5	5
日中一時支援事業	人	35	38	41
生活訓練等	人	75	75	75
巡回支援専門員事業	人	300	300	300
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	有	有	有
自動車運転免許取得費 助成事業	利用件数	1	1	1
自動車改造費等助成事業	利用件数	5	5	5
生活サポート事業	人	1	1	1

3 障がい児福祉サービス

障がい児福祉サービスの計画期間中の見込量は以下のとおりです。

図表3-36 障がい児福祉サービスの見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障がい児支援				
児童発達支援	人日	96	100	104
	人	48	50	52
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	162	270	270
	人	12	20	20
保育所等訪問支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
障害児相談支援	人	28	31	31
医療的ケア児等コーディネーターの配置				
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	1